

さらなる進歩や進化に向けて 甲賀市市制施行10周年記念事業

平成16年10月1日に甲賀市が誕生し、歴史を刻み始めて本年10月1日で、市制施行10周年という大きな節目を迎えます。

市では、この節目となる機会をとらえ、合併から今日までの一体感の醸成に向けたまちづくりを振り返るとともに、旧5町から引き継いだ歴史や文化を「甲賀の魅力」としてさらに高め、未来に向かって輝きつづけるまちの姿を市内外に強くアピールするため「甲賀市市制施行10周年記念事業」を展開します。

10周年記念事業「4つの方針」

10周年記念事業は、市民憲章に定める「あいこうか」の実現に向け、多くの市民や市外の皆様が参加・交流ができ、活気あふれる全市的な取り組みとするため、次の方針で実施します。

①市民との協働

市民の声が広く寄せられ、市民等による主体的な取り組みを推進

②郷土愛の醸成・甲賀ブランド発信

市の良さや魅力の再発見や創造による「ふるさと甲賀」への郷土愛やブランド化につながる取り組みを推進

③市の持続的発展

将来にわたって活気あふれる甲賀市であるための持続的効果をもたらす取り組みを推進

④甲賀のめぐみの振興

甲賀市の農産品を積極的に支援し、農林業の振興に貢献する取り組みを推進

市民の皆様とともに

10周年記念事業の成功に向け、市民の皆様と市役所の協働による「オール甲賀市」で活気に満ちた取り組みとして、「市民提案事業」と「市民協賛事業」を募集しています。

政策推進課

お問い合わせ
☎ 65-06670 / ☎ 63-4554

市民の皆様との協働による 「市制施行10周年記念事業」を募集

【市民協賛事業】

市民や各種団体、企業等の皆様による地域におけるイベントやPR活動等で、10周年記念事業と一緒に盛り上げていただける事業については、「市制施行10周年記念 市民協賛事業」の名義使用等により支援します。

【市民提案事業】

市制施行10周年記念事業の趣旨等に賛同いただき、各種団体や市民の皆様が主体となり、平成26年度中に実施される事業の一部を、予算の範囲内で支援します。

●募集期限／5月30日(金)

※詳しくは、市ホームページをご覧ください

甲賀市の新しいシンボル よみがえれ水口岡山城2014

バルーンによる水口岡山城が復活。夜はライトアップを行います。

●期 間／4月17日(木)～20日(日)

●場 所／水口町古城山西の丸周辺

●駐車場／19日・20日は水口小学校

※夜間ライトアップは天候により部分中止あり

※詳しくは、水口岡山城の会ホームページをご覧ください
(<http://okayamajyo.com/>)

一般社団法人 水口岡山城の会
☎070-5509-4646



平成26年 第2回甲賀市議会定例会

第2回甲賀市議会定例会が2月24日から3月26日までの期間で開催されました。市が提案し、審議、可決された主な議題は次のとおりです。

平成26年度予算

2／7ページに掲載

条例の制定

- ・甲賀市子どものいじめ防止条例
- ・甲賀市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- ・甲賀市手数料条例の一部を改正する条例
- ・甲賀市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- ・甲賀市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例
- ・甲賀市児童クラブ条例の一部を改正する条例
- ・甲賀市林業施設条例の一部を改正する条例
- ・甲賀市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例
- ・甲賀市地域市民センター設置条例の一部を改正する条例
- ・甲賀市都市公園条例の一部を改正する条例
- ・甲賀市営住宅条例の一部を改正する条例
- ・甲賀市福祉医療費助成条例及び甲賀市老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例
- ・甲賀市鈴鹿ホール条例を廃止する条例

平成25年度補正予算

- ・平成25年度甲賀市一般会計補正予算(第7号)
- ・平成25年度甲賀市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- ・平成25年度甲賀市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- ・平成25年度甲賀市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- ・平成25年度甲賀市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)
- ・平成25年度甲賀市農業集落排水事業特別会計補正予算(第5号)
- ・平成25年度甲賀市病院事業会計補正予算(第2号)

市道路線の認定

水口町新城地先の城が丘団地25号線の認定

契約の締結

「信楽高原鐵道信楽線18号災害仙川橋梁外本復旧工事」
「甲南中学校耐震補強・大規模改造工事(2期)」

家庭系廃棄物の持ち去りを禁止します

以前からごみ集積所に出された家庭系廃棄物(可燃ごみ、資源ごみなど)が、市委託業者以外の第三者に持ち去られる行為が発生しています。

このような行為は、利用される皆さんに不安を与えるだけでなく、換金価値のない物が不法投棄された事例もあり、ごみの適正処理に支障をきたす恐れもあります。

そこで、家庭廃棄物の持ち去りを防ぐため4月1日から『甲賀市廃棄物の処理及び清掃に関する条例』、および、同規則の一部を改正しました。

【条例の改正概要】

- 市及び市から委託を受けた者以外(区・自治会から了解を得ている集団回収団体は除く。)による、適正に排出された家庭系廃棄物の収集、運搬を禁止します。
- 禁止命令に従わない場合は、20万円以下の罰金に処される場合があります。

ご協力いただきたいこと

- ①ごみは前日に出さず回収日当日の朝8時までにしてください。
- ②目撃された場合は通報を

持ち去り行為を目撃された場合、生活環境課(65-0690)、もしくは甲賀警察署(62-4155)へご連絡いただきますようお願いいたします。

【通報時の注意点】

- ・場所・日時・行為者の特徴・車輛ナンバー・持ち去られた物などをお知らせください。(分かる範囲で結構です。)
- ・持ち去り行為者を直接問いただしたり、車輛を制することは、危険を伴いますので止めてください。

集団回収は事前登録が必要です

集団回収をされている団体(区・自治会等に了解を得てごみ集積所で実施している場合)は、誤解を招く恐れがあるため、事前登録をしていただくこととなります。集積所を管理する区・自治会を通じて、市に「集団回収届出書」をご提出ください。

生活環境課
☎ 65-0690 / ☎ 63-4582

